

事務連絡
令和6年10月11日

一般社団法人全国警備業協会
会長 村井 豪 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

令和6年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（依頼）

平素から、警察業務の各般にわたって、御理解と御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が平成31年4月から順次施行されており、本年4月からは建設業や自動車運転者等にも時間外労働の上限規制の適用が開始されました。

そうした中で、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会において、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組が推進されています。

また、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」及び公正取引委員会・中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」と併せて、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組が行われます。

つきましては、貴協会におかれましても、令和6年8月に改訂されました「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を推進していただくとともに、別添の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の周知用リーフレットを活用して、会員の皆様に周知を図るなど、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた積極的な対応をお願いいたします。